

商法施行規則の一部を改正する省令案概要に関する意見募集

本省令案は、商法及び国際海上物品運送法の一部を改正する法律（平成30年法律第29号）による商法の改正を受けて、商法施行規則（平成14年法務省令第22号）の改正を行うものである。

意見募集要領

1 意見募集期間

平成31年2月4日（月）～平成31年3月6日（水）

2 意見送付要領

パブリックコメントの意見提出フォーム、電子メール、郵送又はファクシミリ
のいずれかの方法により意見募集期間の最終日必着で送付して下さい。

御意見を頂く際には、住所（市区町村までで結構です。）、氏名、年齢、性別、職業を記入の上（差し支えがあれば、一部の記載を省略しても構いません。）、どの項目に対する御意見か（例えば「第1, 2（2）について」など）を必ず明示するようにしてください。

また、各項目について長文の御意見を提出される場合には、集約作業の正確性を期す必要がありますので、御意見の本文とともに、その要旨を各項目の冒頭等に付記してくださいますようお願いいたします。

なお、電話による御意見には対応することができません。

3 宛先

法務省民事局参事官室

・郵送：〒100-8977

東京都千代田区霞が関一丁目1番1号

・FAX：03-3592-7039

・電子メール：minji214@i.moj.go.jp

4 問い合わせ先

法務省民事局参事官室

TEL：03-3580-4111（内線5894）